○麻績村獣害防除対策事業補助金交付要綱

麻績村獣害防除対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、野生鳥獣による農林水産物に対する獣害を未然に防除し、農業生産、漁業生産及び林業生産の安定と品質向上を図るため、村長が適当と認める団体又は、個人が行う獣害防除対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、麻績村補助金等交付規則（昭和48年麻績村規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の要件）

第２条　この要綱により補助金を受ける場合は、次の要件を備えるものとする。

（１） 個人にあっては麻績村に住民票を有する者

（２） 団体にあっては麻績村内に拠点を置く農業に関連した団体であること。

（３） 上記のいずれかに該当するもので村へ納付すべき税金及び料金について未納がないこと。

（４） 申請箇所の農地について自然災害等維持が不可能となるような場合を除き、３年以上の維持管理を行うことが可能なもの

（対象経費及び補助金率等）

第３条　補助金交付の対象となる経費及び補助率は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費 | 補助率 | 備考 |
| 獣害（クマ、イノシシ、シカ等）防除のための施設設置に要する費用のうち、機械器具、資材の購入に係る経費。 | １０分の６以内。 | 経費の総額が６万円以上の事業に限る。施工費及び施工費に係る消費税は補助対象経費に含まない。 |
| 既設設備の更新に要する費用のうち、機械器具、資材の購入に係る経費。 |
| 国庫補助事業により、設備の設置及び更新を実施する費用のうち、国庫補助額を除いた経費。 |  |
| その他村長が必要と認める事業に要する経費。 | その都度村長が定める。 |  |

２　前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の単数が生じた場合、その端数を切り捨てる。

３　補助金額の上限については通常３０万円とする。ただし、青年等就農計画の認定を受けているものについては、補助金の上限額を５０万円とし、国庫補助事業により設備の設置及び更新を行う場合にあっては上限額を設けないものとする。

（交付の申請等）

第４条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、資材等物品購入前に麻績村獣害防除対策事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

２　申請者は、他の補助金を併用しようとする場合、申請時にあらかじめその旨を申告することとする。

３　申請者は、交付決定を受けた事業の内容について変更、又は中止し　　ようとするとき、麻績村獣害防除対策事業変更申請書（様式第２号）に必要な書類を添えて村長に申請しなければならない。

（交付の決定等）

第５条　村長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、適否を決定し、適当と判断した際は麻績村獣害防除対策事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第３－１号）により、不適当と判断した際は麻績村獣害防除対策事業補助金交付（変更）却下通知書（様式第３－２号）により通知するものとする。

２　村長は、交付決定に際して補助金交付の目的を達成するため必要があると認めたその他事項について、条件に付することができる。

（実績報告及び請求等）

第６条　申請者は補助事業が完了したとき、麻績村獣害防除対策事業実績報告書（様式第４号）に必要な書類を添えて村長に報告しなければならない。

２　村長は、実績報告書を受理したときは、所定の検査を行い、麻績村獣害防除対策事業補助金交付確定通知書（様式第５号）により、補助金の交付を確定するものとする。

３　申請者は、前項の補助金額の確定に基づき、麻績村獣害防除対策事業請求書（様式第６号）を村長に提出しなければならない。

（交付の取消等）

第７条　村長は、補助金交付決定者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付決定の取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１） 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

（２） 本事業により取得した物品を正当な理由なく３年以内に破損又は破棄したとき。

（３） その他不正行為があったとき。

（その他）

第８条　この要綱の施行に際し、必要な事項はその都度、別に定める。

２　申請者は様式第１号、様式第２号及び様式第４号については、氏名を自筆する場合に限り押印を省略することができる。